

制度改革本部を設置し、本部内に介護保険制度と障害保険福祉施策との関係等を検討するための幹事会を置いた。介護保険の2005年見直しに合わせ、作業は急ピッチで進んでいる。

障害をもつ人への援助は、1951年以来、すべてが行政によって決定される措置委託制度に拘っていたが、昨年4月から支援費制度に変わった。これは当事者が自分で必要な支援をそれを提供できる事業主との契約によって決定し、要した費用を税（国2分の1、都道府県4分の1、市町村4分の1）から支出する制度である。居宅生活支援（ホームヘルプ）の国の予算規模は、支援費全体で3225億円、うち、16%が

上述の厚労省の動きは新聞報道では、「ホームヘルプサービスなどが急増し、約100億円不足するなど財政面の問題が表面化し、税で賄う今の制度を続けるのは困難との見方」「介護保険と障害者支援の統合検討へ……徵収年齢引き下げも」などと説明されている。因みに100億円は支援費全体の約3%に相当する。

厚労省が02年12月にまとめた新障害者基本計画では、①身近な相談支援体制の構築②ホームヘルプ等地域生活を支えるサービスの充実③入所施設は真に必要なものに限定する、等が施策の基本的方向として掲げられている。ある入所施設では、慎重な聞き取り調査の結果、聞き取り可能であった人の約8割にあたる入所者がグループホームなどの地域生活を望んだとの報告

障害者支援改変統合に反対

NPO法人「海から海へ」理事長・阿部公輝



78億、ショートステイ40

億、デイサービス130億
グループホーム88億円)、
84%が施設支援(2709
億円)であった。

もある。

介護保険は2分の1の国庫補完はあるが、基本的には、将来予知される高齢による自身の要介護状態に備える保険である。

知的障害をもつ31歳のMさんは、マンションにあるグループホームを週4日利用する生活を続けています。支援者の手を借りて、友人や近所の人、主治医た

障害をもつて生まれた人は、100%公的責任によつて適切な支援を受ける権利を有する（憲法第25条）。支援は、施設の中ではなく、まちの中で社会人として活動できるためのものでなければならない。厚労省がなすべきは、施行後たった1年の支援費制度を改変統合することではなく、制度の理念の実現へ向けての努力である。84%の施設支援費を温存し、自立生活支援ニーズの予算超過3%を問題視することは、社会も当事者も望んでいない。

まちの中の彼女たちは助けられるだけの存在ではない。彼女の小学校時代の先生は、「Mさんこそ私の先生」と言い、作った野菜をクループホームに届ける。彼らは人を愛し、信じ、裏切らない。よきものの確かな存在を眼前に示し、あなたたちも同じなのだよ、という励ましを与える。受け取るのに必要なのは、想像力と少しの勇気だけである。眞のインクルージョンとは、彼らの大きな社会的価値を認め、それに応えることである。

知的障害をもつ31歳のMさん
は、マンションにあるグループ
ホームを週4日利用する生活を
続けている。支援者の手を借り
て、友人や近所の人、主治医た
ちに電子メールで近況を送る。
自転車で通う作業所の仕事のこと
と、工賃で飼い猫の餌や砂を買
つたこと、支援者とお料理をし
たこと……。すべきことを淡々
と続けながら油絵を描くなど、
人生にチャレンジする彼女の生
活は施設では考えられない。